## 別紙2 歯科診療報酬点数表

【令和6年10月1日施行】※別表第二歯科診療報酬点数表の区分番号A000に掲げる初診料の注14及び区分番号A002に掲げる再診料の注11の 改正規定は、同年12月1日施行。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
】	別表第二
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	歯科診療報酬点数表
「目次了	「目次」
(略)	(略)
第1章 基本診療料	第1章 基本診療料
第1部 初・再診料	第1部 初・再診料
通則	通則
(略)	(略)
第1節 初診料	第1節 初診料
区分	区分
A000 初診料	A000 初診料
1 • 2 (略)	1・2 (略)
注 1~13 (略)	注 1~13 (略)
14 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす	14 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす
歯科診療を実施している保険医療機関を受診し	歯科診療を実施している保険医療機関を受診し
た患者に対して十分な情報を取得した上で初診	た患者に対して十分な情報を取得した上で初診
を行った場合は、医療情報取得加算として、月	を行った場合は、医療情報取得加算1として、
1回に限り1点を所定点数に加算する。	月1回に限り3点を所定点数に加算する。ただ
	し、健康保険法第3条第13項に規定する電子資
	格確認により当該患者に係る診療情報を取得等
	した場合又は他の保険医療機関から当該患者に
	係る診療情報の提供を受けた場合にあっては、
	医療情報取得加算2として、月1回に限り1点
	を所定点数に加算する。
15 医療DX推進に係る体制として別に厚生労働	15 医療DX推進に係る体制として別に厚生労働
大臣が定める施設基準に適合しているものとし	大臣が定める施設基準に適合しているものとし

て地方厚生局長等に届け出た歯科診療を実施している保険医療機関を受診した患者に対して初診を行った場合は、医療DX推進体制整備加算として、月1回に限り、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。

イ 医療DX推進体制整備加算1

9点

ロ 医療DX推進体制整備加算2

8点

ハ 医療DX推進体制整備加算3

6点

16 (略)

A 0 0 1 (略)

第2節 再診料

区分

A 0 0 2 再診料

1 • 2 (略)

注1~10 (略)

11 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす 歯科診療を実施している保険医療機関を受診し た患者に対して十分な情報を取得した上で再診 を行った場合は、<u>医療情報取得加算</u>として、3 月に1回に限り1点を所定点数に加算する。

12 (略)

第2部 (略)

第2章 (略)

て地方厚生局長等に届け出た歯科診療を実施している保険医療機関を受診した患者に対して初診を行った場合は、医療DX推進体制整備加算として、月1回に限り<u>6点を</u>所定点数に加算する。

(新設)

(新設)

(新設)

16 (略)

A001 (略)

第2節 再診料

区分

A 0 0 2 再診料

1 • 2 (略)

注1~10 (略)

11 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす 歯科診療を実施している保険医療機関を受診し た患者に対して十分な情報を取得した上で再診 を行った場合は、医療情報取得加算3として、 3月に1回に限り2点を所定点数に加算する。 ただし、健康保険法第3条第13項に規定する電 子資格確認により当該患者に係る診療情報を取 得等した場合又は他の保険医療機関から当該患 者に係る診療情報の提供を受けた場合にあって は、医療情報取得加算4として、3月に1回に 限り1点を所定点数に加算する。

12 (略)

第2部 (略)

第2章 (略)